

第1章 第2期教育等の振興に関する施策の大綱の策定について

1 第2期大綱の位置付け

この第2期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第2期大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項[※]の規定に基づき、知事が、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標と、それらを実現するための総合的な施策について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行ったうえで定めたものです。

2 第2期大綱の期間

第2期大綱の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第2期大綱の進捗管理

第2期大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

※第1条の3第1項：地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。